

社援発 0910 第 8 号
障 発 0910 第 5 号
老 発 0910 第 3 号
令和 7 年 9 月 10 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局長
（ 公 印 省 略 ）

令和 7 年国勢調査の実施に伴う協力について（依頼）

令和 7 年国勢調査が本年 10 月 1 日を期して実施されますが、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）により、社会福祉施設等に 3 か月以上入所又は入居（以下「入所等」という。）している者又は入所等予定の者及び入所等している者で他に住居を有しない者については、当該社会福祉施設等において調査することとなっております。

については、本調査の実施に当たり、これら社会福祉施設等の協力が必要であり、総務大臣から別紙写しのとおり依頼がありましたので、貴職におかれては、貴管内の市区町村、入所等のサービスを提供する社会福祉施設等の長に対し、本調査の目的を周知徹底するとともに、協力についてよろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

【公印・契印省略】

総統勢第 160 号

令和 7 年 6 月 25 日

厚生労働大臣 殿

総務大臣

令和 7 年国勢調査への協力について（依頼）

本年は、5 年に 1 度の国勢調査の実施年であり、総務省では、同調査を 9 月から 10 月までの期間で実施します。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在、日本に常住する全ての人及び世帯を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、統計法第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記について、特段の御配慮を賜りますよう、協力を要請します。

また、国勢調査は地方公共団体を通じて行うため、都道府県及び市町村からその区域内に所在する貴管下関係機関（独立行政法人及び関係団体等を含む。以下同じ。）への協力依頼等があった場合は、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 以下に該当する者の円滑な調査について、関係職員の協力が得られますよう、貴管下関係機関における周知をお願いします。

なお、調査の方法等については、市町村から各施設等に連絡することとしております。

- (1) 病院、診療所等の医療施設において調査対象となる者

ア 3 か月以上入院している者

イ 入院している者で他に住居を有しない者

(2) 保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他の社会福祉施設において調査対象となる者

ア 入所してから3か月以上住んでいる者又は住む予定の者

イ 入所している者で他に住居を有しない者

(3) 旅館・ホテルの宿泊者のうち、旅館・ホテルにおいて調査対象となる者

ア 3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者

イ 自宅を離れている期間が3か月以上になる者又はなる予定の者

ウ 仕事の関係などで住居の一定しない者又は他に住居を有しない者

2 近年急速に増加している外国人の調査が円滑に実施されるよう、貴管下関係機関におけるポスターの掲示等による調査の実施の周知をお願いします。

以上